

令和元年10月1日から  
幼児教育・保育の無償化にかかる

認可外保育施設・一時預かり事業等利用者

## 施設等利用費の請求方法について

認可外保育施設・一時預かり事業等の利用が無償化の対象となる場合があります。  
認可外保育施設の月極利用のみの方は施設への給付を行いますので、施設へ御相談ください。

### 1 無償化の対象となるために

**保育の必要性の認定**が必要になります。

※利用日の前月15日までに八王子市に申請書類を提出してください。

- ◆無償化の対象となるためには、施設を利用する前に必ず「**保育の必要性**」の認定を受けてください。
- ◆認定を受ける前にお支払いただいた利用料は無償化の対象になりませんので、ご注意ください。

保育の必要性の  
詳細はこちら



認定申請書類は  
こちら



### 2 施設の利用

利用施設が**無償化対象施設の確認**を受けている必要があります。

【対象施設】

- ・認可外保育施設（ベビーシッター含む）、病児保育事業、一時預かり事業
  - ・ファミリー・サポート・センター事業（送迎のみの利用は除く）
- ※利用料に含まれる給食費・おやつ代などは無償化の対象外です。

- ◆施設を利用した際は、今までどおり利用料等をお支払ください。
- ◆無償化対象者である旨を施設に伝えていただき、**領収証・提供証明書の交付は必ず受けてください。**
- ◆領収証等は請求時まで大切に保管してください。

市内の確認済施設  
一覧はこちら



### 3 利用料の請求

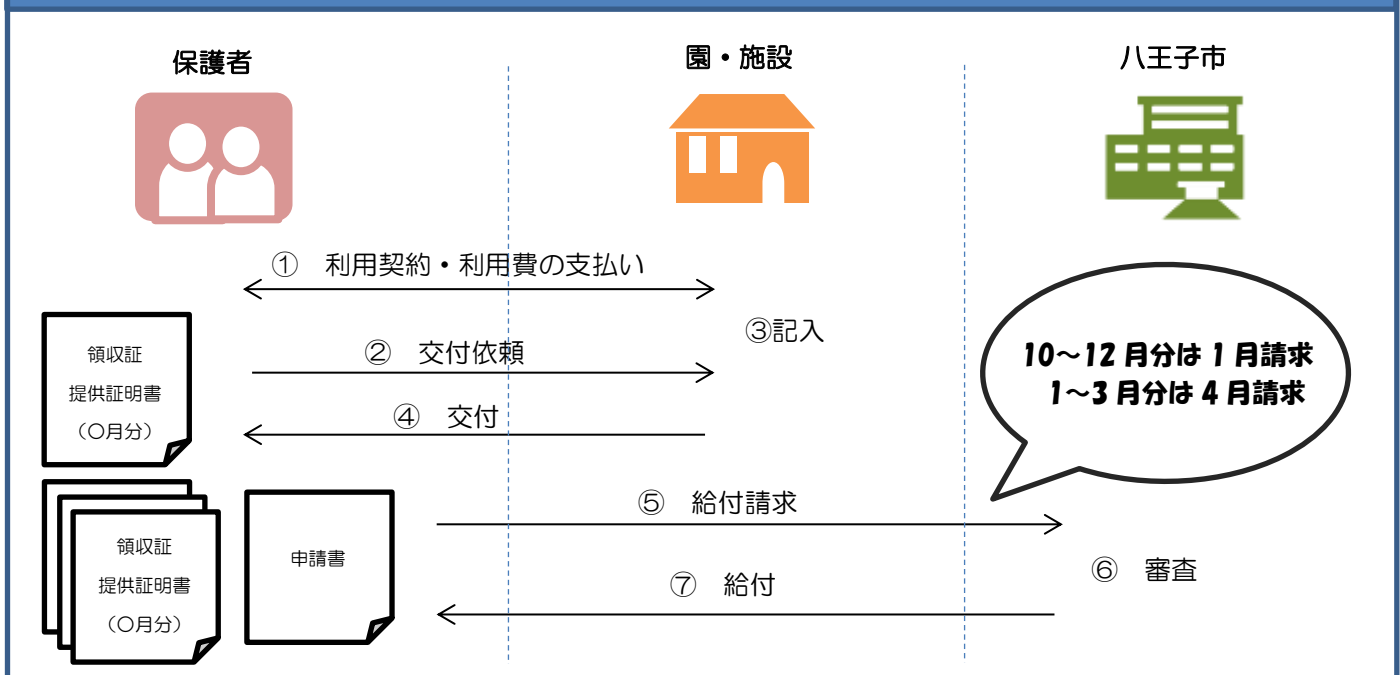
「施設等利用費申請書(償還払い用)」に必要事項を記載し、施設が発行した「領収証」「提供証明書等」「口座番号・口座名義人が確認できるもの」を添付して八王子市に提出してください。

- ・請求の受付は、四半期ごとに行い、市で請求内容を審査し、提出期限の翌月末までに振込予定です。
- ・「保育の必要性の認定」を受けずに利用しても、無償化の対象とはなりません。
- ・提出の方法は、窓口(市役所本庁舎4階 保育幼稚園課)もしくは郵送

※郵送提出の際の注意点

- ① 郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法を推奨します。
- ② 内容に不備等あった際には、市よりご連絡させていただくことがありますので連絡先は必ず記載してください。状況に応じて、一旦返送させていただくこともあります。
- ③ 送付前には、記載漏れ、添付書類の不足がないか、ご確認をお願いいたします。

### 4 請求の流れ



### 5 注意事項

【保育の必要性事由の変更について】

- ・保育の必要性事由が変更になり、資格がなくなっている(退職・病気の快復など)場合、その月分の利用費請求はできません。認定内容に変更が生じた場合は、利用日の前月15日までに変更申請書等の提出をお願いします。市外へ転出した場合も、認定は失効します。転出先で新たに認定を受ける必要があります。

【問い合わせ及び提出先】

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課償還払担当  
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号  
電話番号 042-620-7247